

山 監 査 第 1 7 3 号

令和5年（2023年）12月14日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

記

1 措置の内容

別紙のとおり

令和5年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【建設部】

1 土木課

[指摘事項 法定外公共物占用料の収入事務について]

4月1日付けで占用が許可されている更新分10件について、占用料の歳入調定が9月1日付けで処理されている。市法定外公共物管理条例第8条第1項に、「市長は、占用等の許可をしたときは、速やかに当該許可に係る占用料又は採取料を徴収する。」、また、市財務規則第26条第2項に、「前項（納期の一定している収入）以外の収入については、収入の原因の発生後速やかに調定しなければならない。」とある。本件の場合、占用許可の決裁日、施行日および占用期間の始期が4月1日であり、4月1日付けで調定する必要がある。適切に処理されたい。

[改善措置]

収入事務については、係内で担当者の業務配分を調整し、迅速・確実な処理ができる環境をつくり、複数名の職員により処理状況をチェック出来る体制を整えます。